

○京都府自治会館管理組合職員の休職の事由に関する条例

(平成8年3月18日条例第17号)

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項の規定に基づき、職員の休職の事由に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職の事由)

第2条 職員が、法第28条第2項各号の一に該当する場合のほか、水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合においては、その意に反してこれを休職にすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。